

盛土規制法に基づく監視業務について
(既存盛土調査概要)

令和8年8月 沖縄県

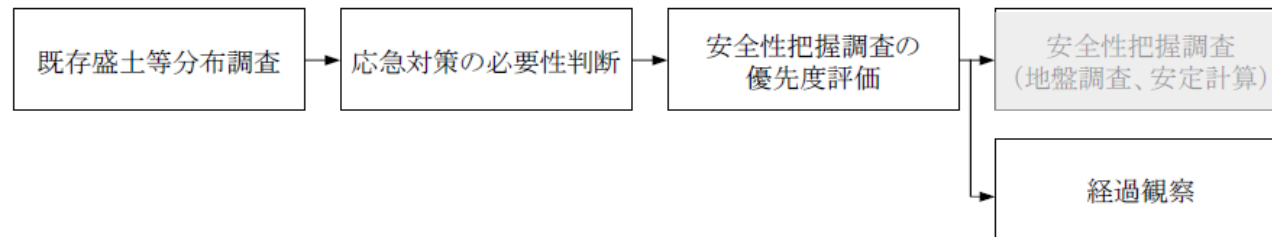
4. 基礎調査進捗 既存盛土等調査 概要

- 既存盛土等調査の内容や流れについては、基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）にて以下のフローが示されている。
- 沖縄県では、令和6年度から基礎調査を開始し、県内全域（那覇市を除く）の盛土等の抽出、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価までを実施し、令和7年度は主に経過観察を実施するとともに、新たに覚知した盛土等の調査を実施、令和8年度もおおむね同内容の調査を実施する予定。
- 令和8年10月1日の規制開始以降、基礎調査結果資料を活用し、危険性の高い既存盛土等から順次指導を開始する。

第五 調査内容

一 調査の内容、実施主体

調査は、既存盛土等の分布や安全性の把握を目的として、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価、安全性把握調査の順に行い、安全性把握調査と並行して、経過観察を行う。

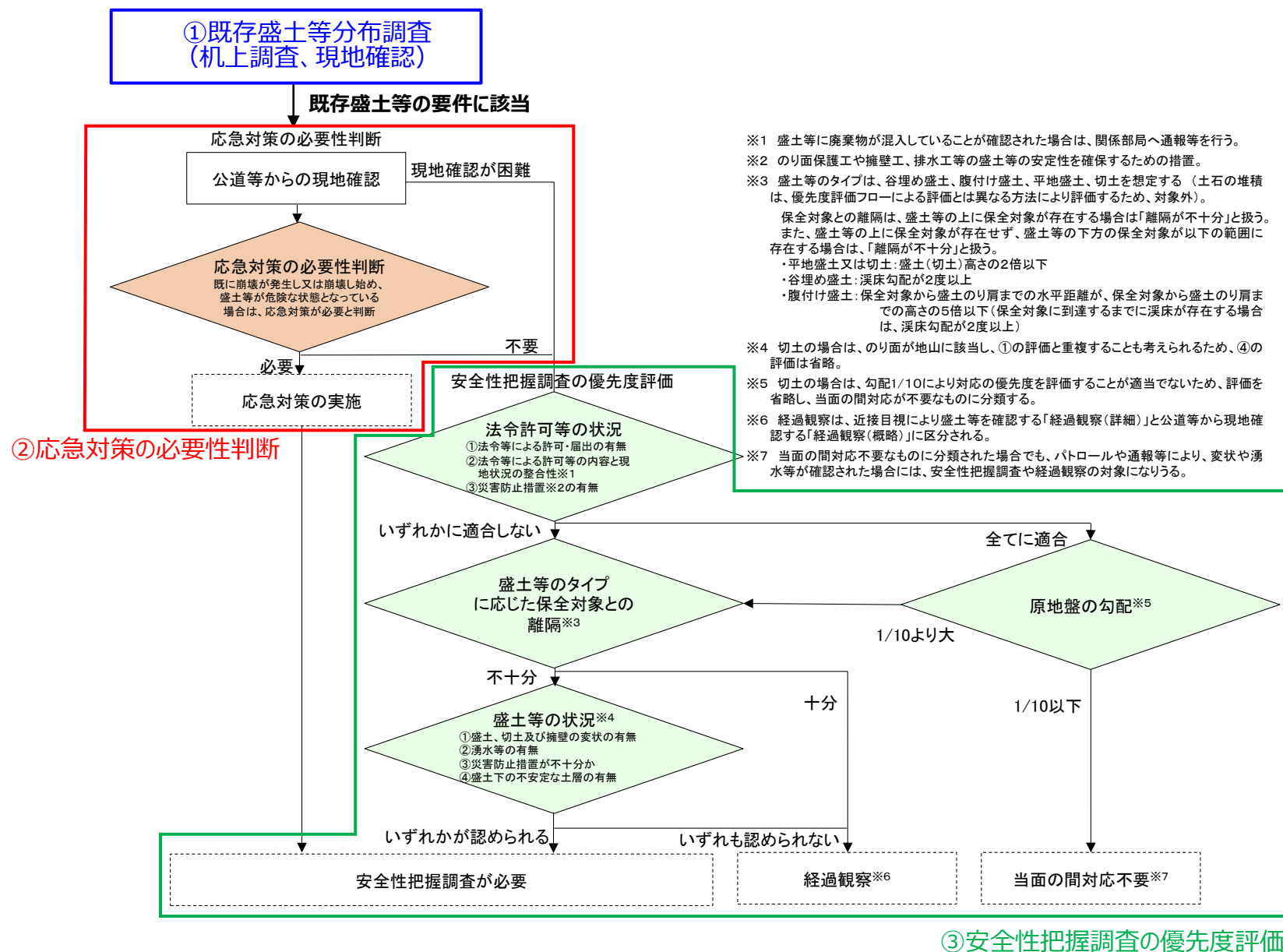


なお、調査の実施主体としては、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価及び経過観察は都道府県が行い、安全性把握調査は、原則として土地の所有者等が行うものとする。ただし、災害発生の切迫性や公共性の観点等を総合的に勘案し、都道府県が行う場合も考えられる。

4.基礎調査進捗 既存盛土等調査 全体イメージ 国土交通省資料より抜粋

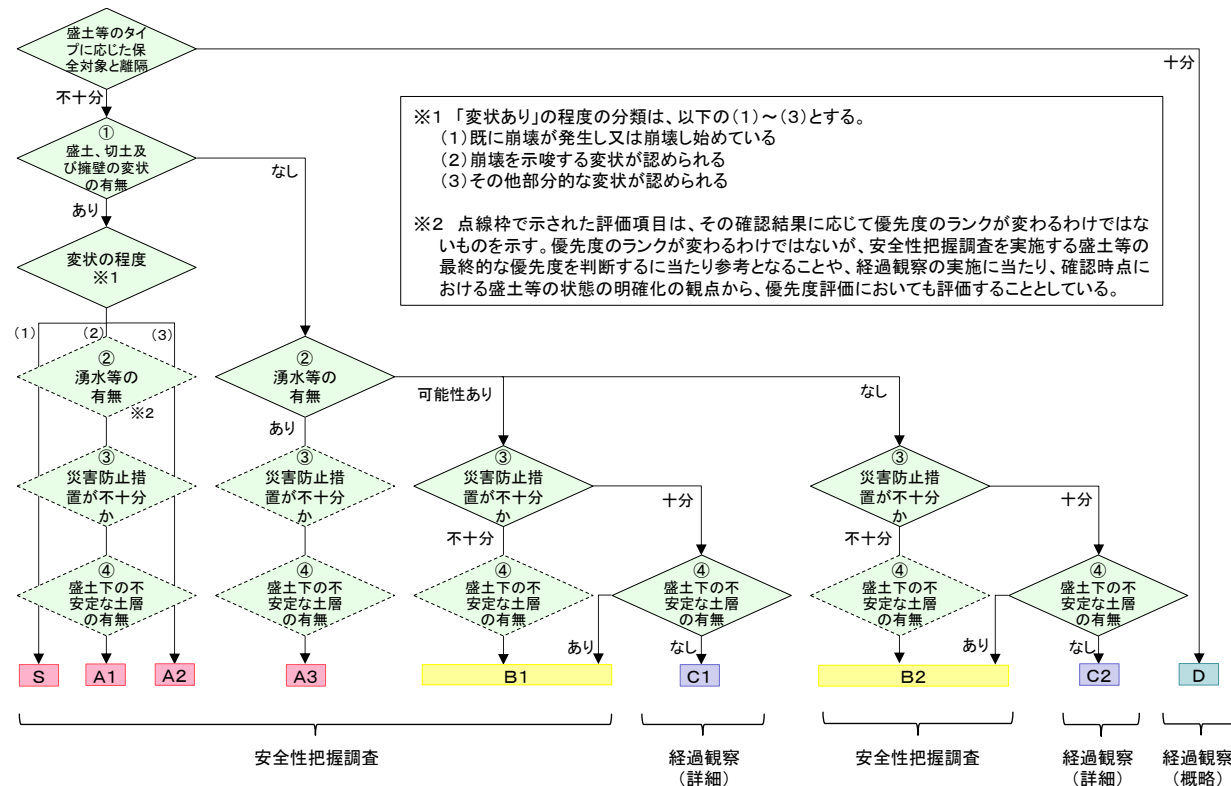


4.基礎調査進捗 既存盛土等調査 全体イメージ__国土交通省資料より抜粋



4.基礎調査進捗 既存盛土等調査 安全性把握調査の優先度評価

- 公道等からの現地確認で応急対策が必要と判断された箇所は、「**応急対策が必要**」となる。（必要に応じて安全性把握調査を実施）※既存盛土等調査全体イメージのフローより
- 法令許可等の確認ができ、かつ、原地盤勾配が1/10以下の盛土等については、「**当面の間対応不要**」となる。
※既存盛土等調査全体イメージのフローより
- 上記を除く既存盛土等は、現地状況に応じて以下のとおり優先度ランクづけをおこなう。
 - ⇒保全対象との離隔が十分な盛土等；**Dランク（経過観察（概略））**
 - ⇒変状又は湧水が確認できる盛土等；**S～A3ランク（安全性把握調査）**
 - ⇒災害防止措置が十分な盛土等；**C1～C2ランク（経過観察（詳細））**
 - ⇒上記以外の盛土等；**B1～B2ランク（安全性把握調査）**



4.基礎調査進捗 既存盛土等調査 経過観察

8. 経過観察

安全性把握調査の優先度評価を踏まえ、新たな変状や湧水等の発見及び災害防止措置の形状・構造の変化の把握を目的として、対象となる盛土等の経過観察を実施する。また、安全性把握調査が必要と判断された盛土等についても、新たな変状や湧水等の発見及び災害防止措置の形状・構造の変化の把握を目的として、調査やその後の対策の実施までの間に経過観察を行うことも考えられ、優先度評価において変状や湧水等が確認された場合は、特に、当該変状や湧水等の経時変化を踏まえ、進行性があるか観察する。

また、経過観察は、おおむね5年ごとに行うほか、大地震時や豪雨時にも行うこととし、安全性把握調査が必要と判断された盛土等については、調査やその後の対策が実施されるまでおおむね1年ごとに行うこととする。さらに、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔や、盛土等の状況を踏まえ、現地踏査を行い、近接目視により盛土等を確認する「経過観察（詳細）」又は公道等から現地確認する「経過観察（概略）」により実施する。

なお、経過観察の結果、新たに変状や湧水等が確認された場合は、安全性把握調査が必要な盛土等に分類する。

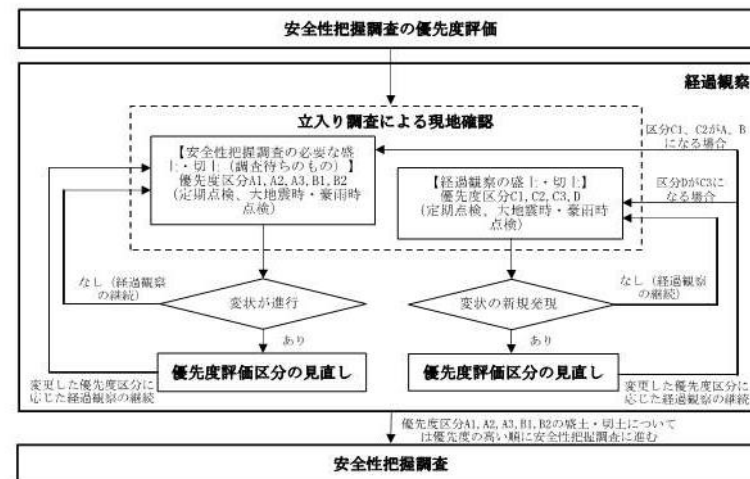


図 8.1 経過観察の流れ

表 8.1 経過観察の目的及び方法

種別	経過観察（詳細）	経過観察（概略）
目的	- 優先度評価において変状や湧水等が確認されていない場合は、新たな変状や湧水等の発見及び災害防止措置の形状・構造の変化の把握が目的。 - 優先度評価において変状や湧水等が確認された場合は、上記に加え、当該変状や湧水等の経時変化の把握が目的。	優先度評価において変状や湧水等が確認されていない場合は、新たな変状や湧水等の発見及び災害防止措置の形状・構造の変化の把握が目的。
方法	- 立入りし、近接目視による現地確認を基本とする。可能な場合は公道等からの現地確認でもよく、確認が困難な場合は、ドローン、リモートセンシング技術[※]の活用による観察も検討する。 - 住民等からの情報の聴取が有効な場合もある。	- 公道等からの現地確認を基本とする。確認が困難な場合は、現地立入りによる確認やドローン、リモートセンシング技術[※]の活用による観察も検討する。 - 住民等からの情報の聴取が有効な場合もある。
着目点	- 変状（崩壊、亀裂、ガリ侵食の形成等）や湧水等がなかった盛土等に、新たに変状や湧水等が発現していないか - 災害防止措置の形状・構造が変化していないか（盛土等の規模や形状の変化も含む。） - その他、盛土等の周辺の土地利用が変化し、災害の発生しやすい状況となっていないか（作業道等の造成による地表水の流れの変化等）の有無の確認 上記に加え、変状や湧水等が確認されていた場合は、 - 変状（亀裂、侵食等）の規模が拡大する等、進行性が見られるか - 湧水の流量が増加する、濁りが生じる等、変化が見られるか	- 変状（崩壊、亀裂、ガリ侵食の形成等）や湧水等がなかった盛土等に、新たに変状や湧水等が発現していないか - 災害防止措置の形状・構造が変化していないか（盛土等の規模や形状の変化も含む。） - その他、盛土等の周辺の土地利用が変化し、災害の発生しやすい状況となっていないか（作業道等の造成による地表水の流れの変化等）の有無の確認

※ 光学衛星画像により植生が裸地化した範囲の変化を把握し、盛土等の規模が変化していないか把握する。

- 経過観察の実施方針（対象、実施頻度等）については盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説を参考に決定予定。
- 方針案として、安全性把握調査が必要と判断された既存盛土等（S・A・B評価）は、調査が実施されるまでの間、1年ごとに経過観察を実施。また、応急対策が必要と判断された既存盛土等も、対策が実施されるまでの間は実施。それ以外（C・D評価）は5年ごと。
- R7は、R6調査にて“応急対策が必要”・“S・A・B”評価となった計57箇所では経過観察を実施。
- R8も継続して実施予定。

4.基礎調査進捗 既存盛土等調査 調査対象

➤ 既存盛土等調査の対象は、許認可の対象となる規模以上の盛土等を対象とする。

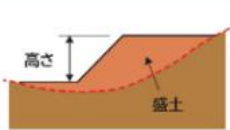
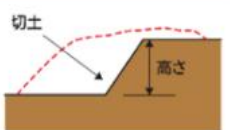
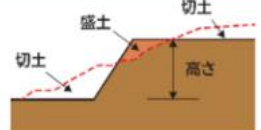
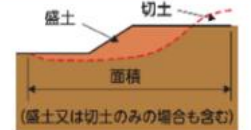
・ 既存盛土等調査の対象行為（盛土規制法の規制対象行為）

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

赤文字 宅地造成等工事規制区域

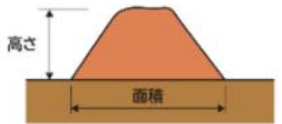
青文字 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 赤文字 1m超 青文字 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 赤文字 2m超 青文字 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 赤文字 2m超 青文字 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 赤文字 2m超 青文字 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 赤文字 500㎡超 青文字 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 赤文字 2m超 青文字 5m超 かつ面積が 赤文字 300㎡超 青文字 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 赤文字 500㎡超 青文字 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

4.基礎調査進捗 既存盛土等調査 調査対象

- 適用除外工事は調査対象外
- 許可不要工事は、災害の発生のおそれのある場合には改善命令等の対象となるため、今後調査予定

盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事

- 公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の適用除外(法第2条第1項)。

公共施設用地

法律 第2条 第1号	公共施設用地	● 道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政 令 第2条	政令で定める公共の用に供する施設	● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等 ● 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等
省 令 第2条 第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する 防衛施設
省 令 第2条 第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	● 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

(その他規制対象とならない行為)

- 土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制対象とならない。(例えば、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等)

- 規制対象工事であっても、災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可不要(法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書)。
- ただし、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、改善命令等の対象。

許可不要工事

- | | |
|------------|---|
| 政 令
第5条 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ● 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ● 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ● 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） 等 |
| 省 令
第8条 | <ul style="list-style-type: none"> ● 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ● 土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等 ● 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ 2m 以下かつ面積 500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが 30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事 ● 土石の堆積を行う土地の面積が 300㎡を超えないもの ● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの |